

外国人家事支援人材に求める日本語の能力について

平成 27 年 8 月 28 日

《通知案》

家事支援活動を行うために必要な日本語の能力について（令第 16 条第 3 号関係）

家事支援活動を行うために必要な日本語の能力は、国際交流基金及び日本国際教育支援協会が主催する「日本語能力試験（JLPT）」の N4 程度とする。

具体的には、N4 の日本語能力を有していることとするが、令第 15 条第 5 号に掲げる業務を含まない家事支援活動を行おうとする場合において、外国人世帯を対象とする場合など、以下の①から③までのすべてを満たす特定機関に雇用されるときは、この限りではない。

- ① 外国人家事支援人材の有する日本語能力について、特定機関が定める方法に基づき、契約時に利用世帯に十分に説明し、当該利用世帯と明示的に合意した場合に限って、外国人家事支援人材に家事支援活動を行わせることとしていること。
- ② 特定機関及び利用世帯と外国人家事支援人材との間で、日本語以外の言語を用いて十分な意思疎通ができる場合に限って、外国人家事支援人材に家事支援活動を行わせることとしていること。
- ③ 入国後、家事支援活動を開始する前に、外国人家事支援人材に対し、警察や消防への通報など、緊急時の対応に関する研修を受講させることとしていること。

【参照条文】

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）

（法第十六条の三第一項の政令で定める業務）

第十五条 法第十六条の三第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。

- 一 炊事
- 二 洗濯
- 三 掃除
- 四 買物
- 五 児童の日常生活上の世話及び必要な保護（前各号又は次号に掲げるものと併せて実施されるものに限る。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、家庭において日常生活を営むのに必要な行為

（法第十六条の三第一項の政令で定める要件）

第十六条 法第十六条の三第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。
- 二 家事を代行し、又は補助する業務に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。
- 三 家事支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。